

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5QF61KH00250	5RRA1AZ0111 0001		7-66				
品名 または 件名							
(7) 警備システム用屋外電源改修工事							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸上自衛隊豊川駐屯地				業務隊 管理科 営繕班			
搬入場所				納 期 または 工 期			
大久保技官 (3317)				令和8年3月31日 (火)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和8年1月22日 (木) 13時10分 第308会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

「契約条項等を示す場所」

契約条項及び仕様書は、下記に示す期間、第308会計隊事務室 契約班窓口において配布する。
令和7年12月18日～令和8年1月21日 (0815～1700) (土日については電話連絡すること)

上記以外については別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08年度防衛省競争参加資格において「電気工事」C等級以上の資格を有する者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (11) 第9号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(7)または(イ)に該当する二者の場合。ただし、(7)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成112年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続き」という。）が存続中の会社である場合を除く。

- (7) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(7)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(7)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

- (7) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

2 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者の入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札業者名及び入札金額が判別し難い入札

- (4) 入札開始時刻に遅れた者の入札
- (5) 同一業者が入札した2通以上の入札書による入札
- (6) 入札書の親金額の訂正は認めない
- (7) 第8項第1号で示す期限に遅れた郵便入札

5 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の内、下記の条項を適用する。

- (1) 基本契約条項
建設工事請負契約条項
- (2) 特約条項
ア 談合等の不正防止に関する特約条項
イ 暴力団排除に関する特約条項

6 契約書の作成

契約書を作成する。但し、双方の同意により請負金額が100万未満の場合は省略する。契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

7 落札の決定方式

総品目総額（消費税抜）

総額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 その他

- (1) 郵便による入札については、**令和8年1月21日（水）17時00分必着分**までを有効とする。なお、事前に郵便入札の申し出を第308会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ず実施すること。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡する。
- (2) 電報・電話等による入札は認めない。
- (3) 入札に参加する者は、**令和8年1月21日（水）17時00分までに**資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
- (5) 市場価格調査への協力を依頼する。
- (6) 入札書への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入すること。なお、記載された連絡先には、必要に応じ、連絡する場合がある。押印を省略しない場合は、従来通り、住所、会社名、代表者名の記載及び押印をすること。
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班窓口にて閲覧すること。
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1
陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班 担当：西森
0533-86-3151 内線(3471) FAX0533-84-7850（直通）
メール：ma308fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
- (9) 仕様内容に関する問い合わせ先
陸上自衛隊豊川駐屯地 業務隊 管理科 担当：大久保
0533-86-3151 内線(3317)

本公告は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊
陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊
陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊
豊橋商工会議所 のほか

陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。



(7) 警備システム用屋外電源改修工事

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

工事名称	(7)警備システム用屋外電源改修工事					
図面名称	仕様書 (表紙)					
業務隊長	管理科長	営繕班長	電気係長	施設管理	管財係	設計者
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊					図面番号	1 / 6

仕 様 書

調達要求番号	5RRA1AZO111	作成部隊	豊川駐屯地業務隊
工 事 件 名	(7)警備システム用屋外電源改修工事	作成年月日	令和7年12月1日

- 1 工事場所 愛知県豊川市穂ノ原1-1 陸上自衛隊豊川駐屯地
- 2 適用範囲 本仕様書は、駐屯地内警備システム屋外電源改修工事に適用する。
- 3 工 期 契約締結日の翌日から令和8年3月31日までの間

4 工事概要

工 種		工事概要・規格	数 量
電気設備 工事	低圧屋外分 電盤工事	電線管設置 硬質ビニル電線管 VE-28	4m
		電線管設置 金属可とう電線管 F2WP30	0.5m
		屋外用分電盤 防水形 SUS製	1面
		電線敷設 600Vポリエチレンケーブル CV-3C	5m
		電線架設 引込み用ビニル絶縁電線 DV-3R	45m
		引留がいし	2個
		PJコネクタ カバー付	6個
		鋼管柱 φ114.3mm 8m	1本
		根枷	1個
		支線 亜鉛メッキ鋼より線 22mm ²	2本
		支線 アンカーブロック	2個
		支線カバー	2本
	玉がいし	2個	

5 一般事項

- (1) 本工事は、本特記仕様書・関係仕様書及び関係法令等を遵守して実施すること。なお、仕様書に記載なき事項等については、事前に監督官と協議のうえ指示に従うこと。関係仕様書については次のとおり。
 - ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編 令和7年度版)
 - ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編 令和7年度版)
- (2) 工事は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
- (3) 駐屯地規定により、喫煙は所定の位置で行ない、施工中及び歩行しながらの喫煙を禁止する。また、工事場所以外の立ち入りを禁止する。工事の都合によりやむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立会いのもとで立ち入ること。
- (4) 工事時間は午前8時30分から午後5時までとする。なお事前に監督官と調整し了承した場合はこの限りでない。
- (5) 自衛隊(宿舍含む)施設からの電気・給水は原則使用しないものとする。
- (6) 受注者は、工事実施に先立ち、監督官と協議のうえ工事工程表を作成し、監督官に提出することとし、了解を得たのち工事を実施すること。
- (7) 工事に際し、関係各官公署等への届出等が必要である場合については受注者の責任において迅速に処理すること。

- (8) 工事に際し、製作図・承認図・図面及び見本等が必要であると考えられる場合、もしくは監督官から指示があった場合については速やかに監督官に提出し、承諾を得ること。
- (9) 受注者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着工前・実施中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とし、作業完了後速やかに整理のうえ提出すること。
- (10) 工事は受注者の責任施工とし、施工に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
- (11) 着工に先立ち、事前に現地を確認すること。また、本工事の図面は標準図であり、図面よりも現地での取り合いを優先する。
- (12) 現場の納まりや取り合わせ、機能的な問題等により、材料の寸法や取付位置または取付工法を変更する場合は、監督官の指示を受けて行う。また、これにより数量を多少増減する等の軽微な変更が生じた場合においては、請負金額の変更及び工期の延長はしないものとする。
- (13) 工事に際し、新設または既設部分への補強及び養生等が必要と思われる箇所については、適切に処置を施すこと。
- (14) 工事中の安全管理には十分留意し、必要に応じて侵入防止柵等の措置を講ずること。
- (15) 本工事で発生した金属類で売却可能なものについては、種類別に整理し、発生材調書とともに官側に引継ぐものとする。その他については、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法令等に基づき、請負業者の責任において適正に処分すること。
- (16) その他不明な事項等はその都度監督官と協議する。

6 特記事項

- (1) 本工事で使用する材料はすべて新品とし、標準仕様書によるほか、本仕様書のとおりとする。ただし、事前に監督官に届け出て承認を得たものについては、同等品以上のものを使用することができる。その他記載なき事項については、標準仕様書及びJIS規格並びに各種協会規格に準ずること。
 - ・VE管：JIS C 8430 硬質塩化ビニル電線管 VE28
 - ・F管：JIS C 8309 金属性可とう電線管 F2WP30
 - ・DV電線：JIS C 3341 引込用ビニル絶縁電線 DV-3R 8mm²
 - ・CV電線：JIS C 3605 600Vポリエチレンケーブル CV-3C 8mm²
 - ・鋼管柱：共聴ポール 埋込式 溶融亜鉛メッキ 8m φ114.3mm程度
 - ・支線：JIS G 3537 亜鉛メッキ鋼より線 22mm²
 - ・玉がいし：JIS C 3832
 - ・支線アンカーブロック：東海コンクリート工業 B型 同等品
 - ・根枷：日本ネットワークサービス コンクリート根枷1.2m 同等品
 - ・引留がいし：JIS C 3845
- (2) 鋼管柱は全長の6分の1以上根入れするとともに地表下0.5mを基準に根枷を設ける。併せて、支線を展張する。
- (3) 支線に玉がいしを取付けることとし、切断した場合に玉がいしが地表上2.5m以上になるよう設置すること。
- (4) 電線は地表上5m以上、端部取付け高さ5.5mを基準とする。

工事名称	(7)警備システム用屋外電源改修工事		
図面名称	仕様書(1)		
	陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	2/6

- (5) 柱上の電線で風にあおられ電柱等に接触する恐れのある場合は、損傷するのを防ぐため固定等の処置を施すこと。
- (6) 電柱に設置する配管は自在バンド等で固定すること。
- (7) 分電盤の設置についてはステンレス製、防水仕様のもを使用し、漏電ブレーカ 30A 1個、サーキットブレーカ 20A 及び 30A を各 1 個取付、配線すること。
- (8) 架線元既設コンクリート柱に対し、引き込み方向からの張力に対する抵抗力を補強する為の新規支線を設置すること。
- (9) 工事に伴い停電が必要な場合は、土、日曜及び祝日で必要最低限の停電とし、工事実施日の 1 ヶ月前までに、監督官と調整する事を原則とする。
- (10) 電気配線完了後は絶縁抵抗試験を行うと共に、使用できることを確認し書面において測定結果を報告すること。また、試験の結果異常がある場合は監督官へ通知し適切な処置を施すこと。

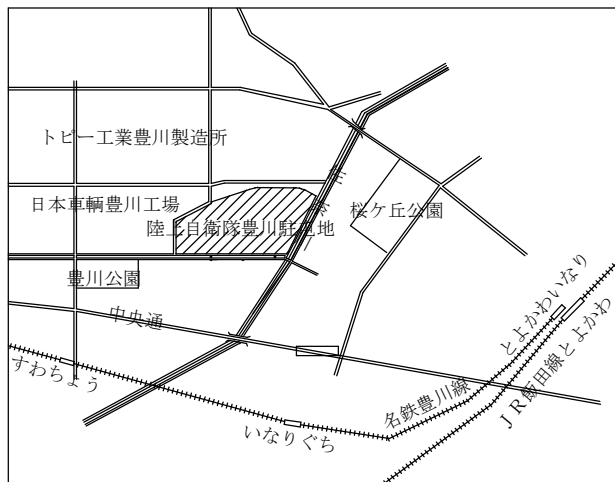
7 提出書類

- (1) 工程表
- (2) 現場代理人通知書（略歴書を含む）
- (3) 打合せ簿
- (4) 着工・竣工届
- (5) 施工体制台帳（下請負契約を結んだ場合のみ）
- (6) 材料承認願
- (7) 材料等搬入報告書
- (8) 工事日誌
- (9) 工事写真
- (10) 試験結果報告書
- (11) その他指示された書類

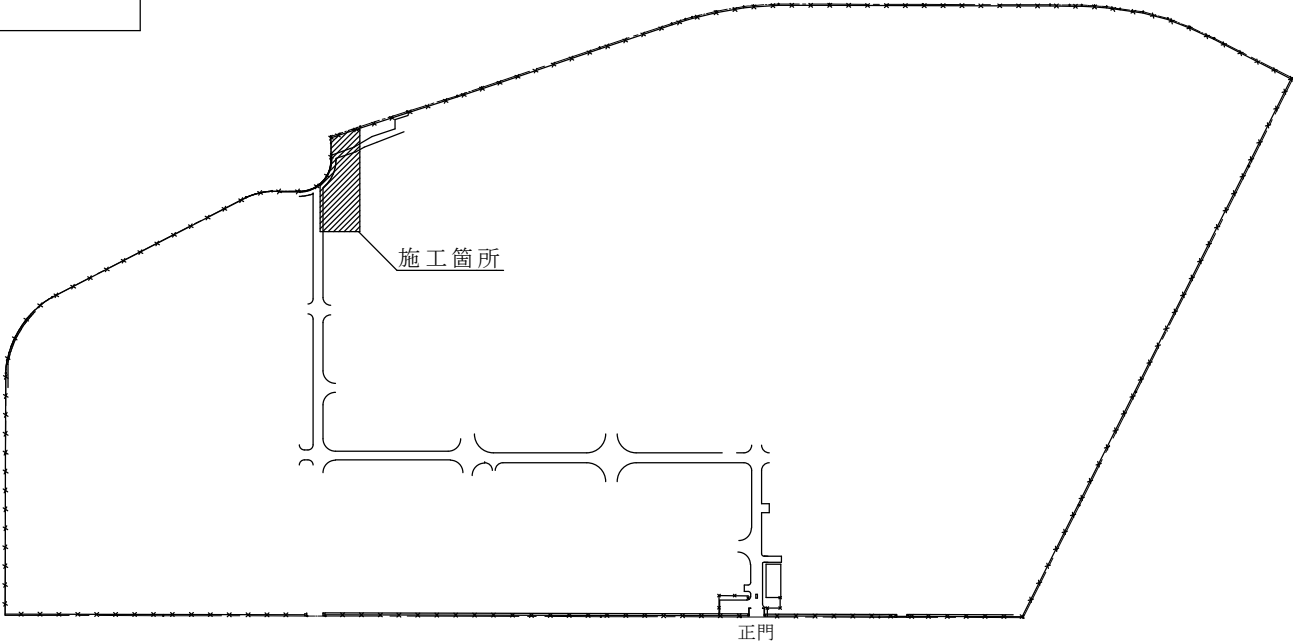
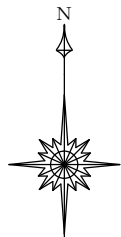
8 竣工検査

工事終了後、現場清掃のうえ監督官に申し出て、検査官の実施する現場検査及び A 4 ファイル 1 冊にまとめた提出書類の確認をもって検査合格とする。なお手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受け、合格をもって工事完了とする。

工事名称	(7)警備システム用屋外電源改修工事		
図面名称	仕様書(2)		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	3 / 6	

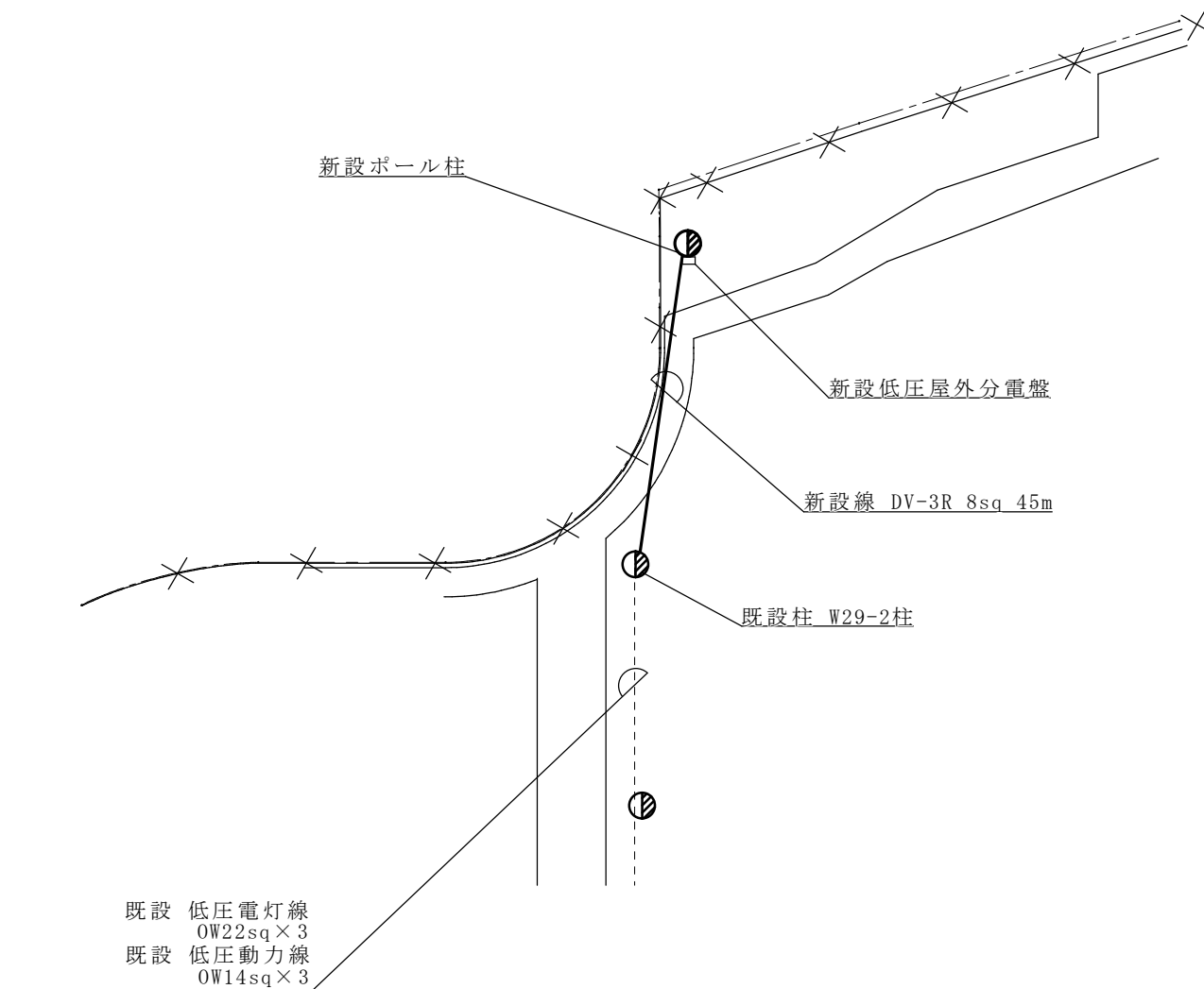


豊川駐屯地案内図 S : 1 / X



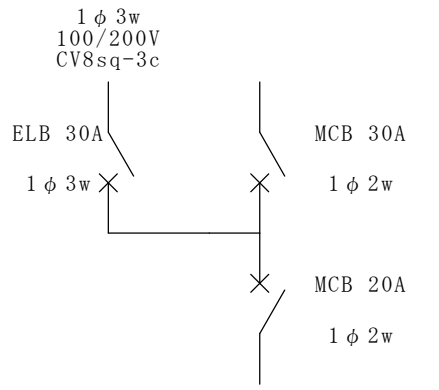
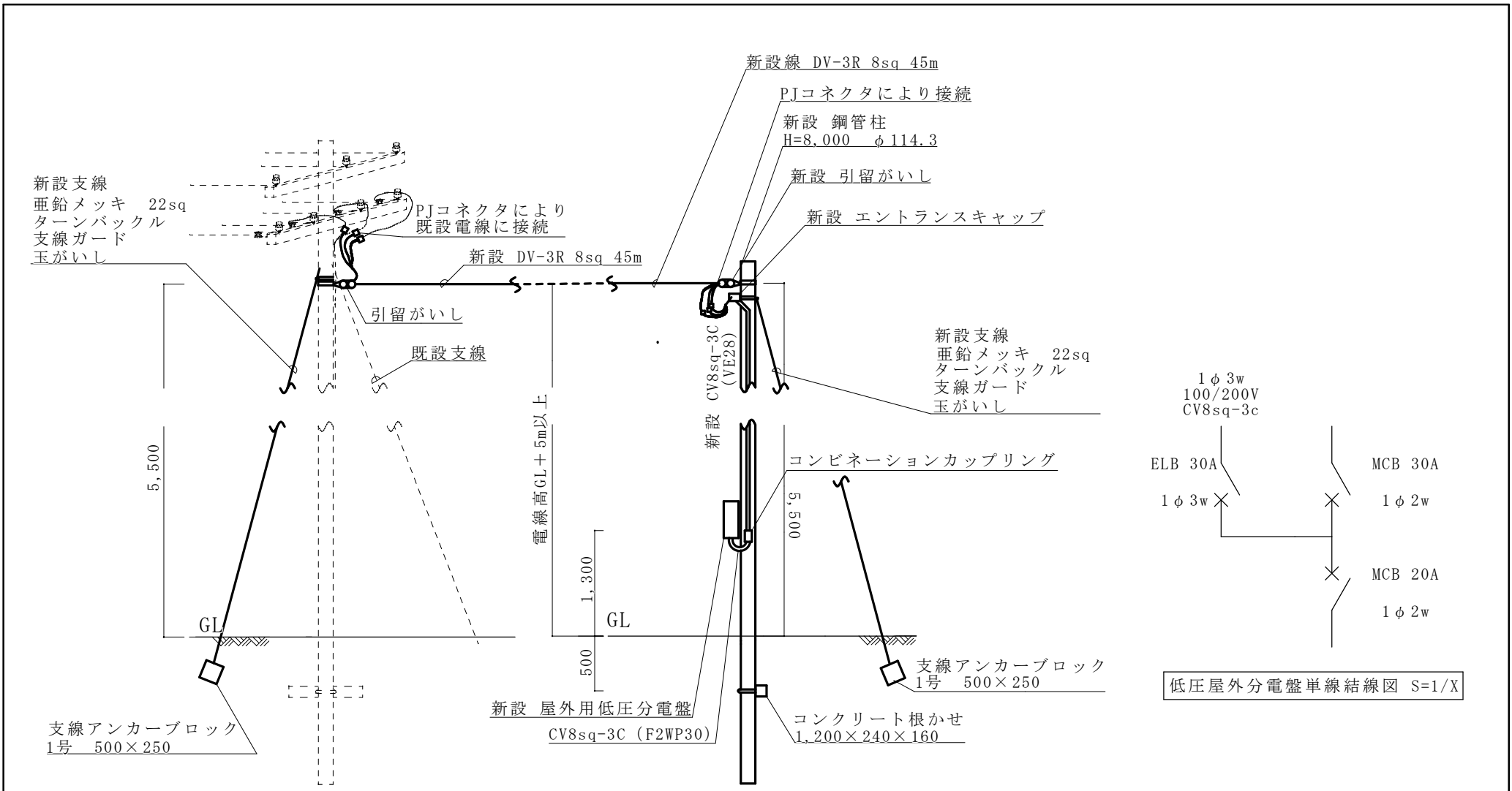
豊川駐屯地配置図 S : 1 / 6, 000

工事名称	(7)警備システム用屋外電源改修工事		
図面名称	案内・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	4 / 6



平面詳細図 S=1/X

工事名称	(7)警備システム用屋外電源改修工事		
図面名称	施工箇所 平面図	縮尺	図示
	陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	5 / 6



低圧屋外分電盤単線結線図 S=1/X

既設W29-2柱詳細標準図 S=1/X

新設鋼管柱詳細標準図 S=1/X

工事名称	(7)警備システム用屋外電源改修工事		
図面名称	電柱詳細標準図他	縮尺	図示
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	6 / 6

